

申請書のほかに必要となる書類

1 生業扶助受給世帯の高校生等

- 在学証明書
→ 7月1日現在の在籍を証明
- 口座振込申出書または委任状
→ ・ 諸納金との相殺を行わない場合は口座振込申出書
相殺を行う場合は委任状
- 生活保護受給証明書
→ ・ 続柄の記載があるもの、居住地の福祉事務所が発行するもの
・ 7月1日以降に発行され、生業扶助の受給の記載があるもの
- 通帳の写し
→ ・ 口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページのコピー

2 高校生等 (1 を除く道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の高校生等 (通信制高校に在籍する高校生等を含む))

- 在学証明書
→ 7月1日現在の在籍を証明
- 口座振込申出書または委任状
→ ・ 諸納金との相殺を行わない場合は口座振込申出書
相殺を行う場合は委任状
- 住民票謄本
→ ・ 申請者 (保護者) の住民票謄本 (筆頭者および続柄の記載があるもの)、居住地の市町が発行するもの
・ 7月1日以降に発行されたものであること
個人番号が記載されている場合は、該当部分を復元できない程度にマスキングを施すこと
- 通帳の写し
→ ・ 口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページのコピー
- 個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書
→ 親権者全員の個人番号が確認できる書類と身分証 (運転免許証・健康保険証等) の写しを貼付すること
- 扶養誓約書 (第1号様式)
高校生等が就業して健康保険に加入している場合又は主たる生計維持者が申請する場合 (申請書【2 保護者等の収入等の状況について】(2) 又は に該当) のみ提出してください。

< 留意点等 >

配偶者控除があっても保護者全員分の申告が必要ですので、申請前に申告を済ませてください。

本申請においては、消せるボールペンは使用不可とします。